

## 仙台市杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカード事業実施要綱

(平成15年3月24日市長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカードを交付することにより、スポーツ活動の振興及び本市のスポーツ施設の利用促進を図り、もって高齢者の体力維持及び健康増進に資することを目的とする。

### (元気はつらつチャレンジカード)

第2条 市長は、次条に規定する者からの申請に基づき杜の都せんだい元気はつらつチャレンジカード（以下「カード」という。）を交付する。

2 カードの交付を受けた者は、累積使用回数（カードの交付を受けた者が、当該カードの交付の時以後において、別表第一の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日に当該施設を個人使用した場合に、第6条第1項の規定により確認印の押印を受けた回数の合計をいう。以下同じ。）が別表第二に定める回数である場合に、使用料を支払うことなく施設を利用することができる。

3 累積使用回数が50回を超えた者については、カードを再交付する。

4 カードの有効期限は、当該カードの交付の日の翌日から起算して一年とする。ただし、市長が必要と認める場合は、有効期間を延長することができる。

### (交付対象者)

第3条 カードの交付対象者は、65歳以上の者とする。

### (交付の申請)

第4条 カードの交付を受けようとする者は、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他自己の年齢を確認するに足りる書類を提示して、市長に申請しなければならない。

### (交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、直ちに必要な審査を行い、当該交付申請者が交付対象者であると認めたときは、当該交付申請者を登録するとともに、当該交付申請者にカードを交付するものとする。

2 カードの交付を受けた者は、カードの交付を受けた後、速やかに氏名、生年月日及び電話番号をカードに記載するものとする。

### (免除)

第6条 カードの交付を受けた者は、別表第一の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日に当該施設を個人使用しようとするときは、カードを提示するものとする。この場合において、市長は、カードに番号順に確認印を押印するものとする。

2 前項の場合において、累積使用回数が別表第二に定める回数である場合には、市長は、当該使用に係る使用料を免除するものとする。

(変更等の届出)

第7条 カードの交付を受けた者は、第5条第2項のカードの記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第8条 カードの交付を受けた者は、カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(表彰)

第9条 市長は、累積使用回数が50回に達した者に対し、元気はつらつ賞の表彰を行うものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、文化観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年1月13日改正)

この改正は、平成16年1月16日から実施する。

附 則 (平成16年4月5日改正)

この改正は、平成16年4月17日から実施する。

附 則 (平成18年3月9日改正)

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年10月25日改正)

この改正は、平成19年11月1日から実施する。

附 則 (平成22年1月22日改正)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年3月27日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月29日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和４年２月７日改正）

（実施期日）

１ この改正は、令和４年４月１日から実施する。

（経過措置）

２ この改正の実施の際現にある改正前の要綱により交付されたカードについては、その有効期間内は、なお従前の例による。

附 則（令和７年３月２８日改正）

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

附 則（令和８年１月２８日改正）

この改正は、令和８年４月１日から実施する。

別表第二（第2条関係）

4回, 8回, 12回, 16回, 20回, 23回, 26回, 29回, 32回, 35回, 38回, 41回,  
44回, 47回, 50回